

ソフォス使用許諾契約書

ライセンサーとソフォスとの間の法的拘束力を有する本使用許諾契約書をよくお読みください。同意のオプションを選択、ソフトウェア・パッケージのシールを開封、または本製品をインストール、複製またはその他の方法で使用するにより、ライセンサーは、本使用許諾契約書の条件を読み、理解し、また本条件に拘束されることに同意します。本契約書の条件には、参照することにより本契約書に組み込まれる文書およびポリシーが含まれますがこれらに限定されません。

ライセンサーが本使用許諾契約書の条件に同意しない場合には、ライセンサーはいかなる目的でも本製品をインストールまたは使用することは許可されません。ライセンサーが、ソフォスからの受渡日より21日以内に、購入証明書を添付し、元の状態および包装にて、未使用の製品と付属品のすべてを返却した場合、ライセンサーは代金全額の払戻しを受けることができます。

再販業者、サービスプロバイダー、コンサルタント、受託業者、またはその他の当事者が、ライセンサーに代わって本製品をダウンロード、インストール、管理、またはその他の方法で使用する場合、かかる当事者はライセンサーの代理人と見なされ、(i) ライセンサーは本使用許諾契約書のすべての条件を承諾したものと見なされ、かつ(ii) 該当する法律上許される範囲に限り、ソフォスではなくライセンサーはかかる当事者がライセンサーに代わって本製品を管理または使用する際の作為または不作為について責任を負います。

ここに以下のとおり合意します：

1. 定義

1.1 「**関連会社**」とは、各当事者に関連し、かかる当事者を管理する、当事者により管理される、または当事者と同一の管理下にある組織を意味します。本定義の目的のため、「管理」とは、組織の議決権または持ち分の50%以上を所有する実質的所有権を意味します。

1.2 「**コンピュータ**」とは、ライセンス製品により利益を得るすべての装置またはコンピュータ環境を意味します（例としては、ワークステーション、パーソナルコンピュータ、ノート型パソコン、ネットブック、タブレット、スマートフォン、および電子メールサーバ、インターネットプロキシまたはゲートウェイ機器、またはデータベースに接続された環境が挙げられますがこれらに限定されません）。ライセンス製品は、利益をもたらすためにコンピュータ環境に物理的にインストールされている必要はなく、またライセンサーによるコンピュータ・ハードウェアの所有も要求しません。本契約書で定義される「コンピュータ」には、非永続的な導入、データ検索が可能な電子装置および仮想マシンが含まれますがこれらに限定されません。

1.3 「**消費者**」とは、商取引、事業、手工業、または職業以外の全面的な、あるいは、主な目的のための役割を果たしている個人を意味します。

1.4 「**ドキュメンテーション**」とは、ソフォスが各製品のために作成した正式なドキュメンテーション（電子文書または印刷物）を意味します。

1.5 「**料金**」とは、本製品の料金、拡張サポートパッケージ料金、保守加入料および/または延長保守加入料を意味します。

1.6 「**ハードウェア**」とは、関連コンポーネントを含む、ハードウェア製品自体を意味します（電源モジュール、キャリア内のディスクドライブ、シップキット、およびラックマウントキットを含みますがこれらに限定されません）。

1.7 「**使用許諾契約**」とは、本ソフォス使用許諾契約書および別紙を意味します。

1.8 「**ライセンス使用許諾**」は以下の第3.2項で規定される意味を有します。

1.9 「**ライセンス製品**」とは、別紙に記載された、および/またはライセンサーに対して提供されたハードウェアにインストールされた、すべてまたはそれぞれのソフトウェアプログラム（文脈に応じ）、およびドキュメンテーション、当該プログラムのアップグレードおよびアップデートを意味します。ただし第9項に記載のサードパーティのソフトウェアは除きます。

- 1.10 「**ライセンシー**」とは、本使用許諾契約書に基づいてライセンスの権利を付与された人物または組織を指し、「**ライセンシーの**」とは、文脈に応じ、一時的であるか否かに関わらず、ライセンシーに属する、ライセンシーに関連する、またはライセンシーが関与することを意味します。
- 1.11 「**メンテナンス**」とは、詳細を第4項で規定するとおり、総じて、アップグレードおよび/またはアップデート（製品に該当する場合）、SMS メッセージ処理（製品に該当する場合）、および標準テクニカルサポートを意味します。
- 1.12 「**委託プロバイダー**」とは、ライセンシーまたはライセンシーの関連会社とそのIT業務を委託するサードパーティを意味します。
- 1.13 「**パートナー**」とは、ライセンシーがソフォス製品を取得する再販業者、代理店およびその他の第三者を意味します。
- 1.14 「**製品**」とは、規定されるとおり、ライセンス製品およびメディア、および/またはハードウェアを意味します。
- 1.15 「**製品使用期間**」とは、本使用許諾契約書の第3.1項で規定される意味を有します。
- 1.16 「**経済制裁および輸出管理に関する法令**」とは、経済制裁、輸出管理、禁輸措置、または他の規制策の採択、適用、遂行および実施に関連して製品および/またはいずれかの当事者に適用される任意の法律、規則、法規、禁止事項、または広範囲にわたる対策を意味します。
- 1.17 「**別紙**」とは、ソフォスがライセンシーに対して発行する注文確認書またはライセンス証明書を意味します。別紙は、ライセンシーが許諾を受けた製品、および該当する製品使用期間、ライセンス使用許諾、ライセンス認証に関する詳細を記載したもので、本使用許諾契約書の一部を構成します。
- 1.18 「**サーバ**」とは、ライセンス製品がインストールされ、かつ、他のコンピュータがデータを受信または検索できる1台のコンピュータを意味します。ただし、データがライセンス製品のみによって生成される場合、コンピュータはサーバとは見なされません。
- 1.19 「**ソフォス**」とは、The Pentagon, Abingdon Science Park, Abingdon, Oxfordshire, OX14 3YP, UK に登録事務所を有する Sophos Limited（イングランドおよびウェールズでの登録番号 02096520）を指します。
- 1.20 「**アップデート**」とは、ソフォスがその単独の裁量により適宜ライセンシーに提供する、規則および/または識別情報のライブラリのアップデート、および/または検出データまたはソフトウェア（アップグレードを除く）のその他のアップデートを意味します。ただし、別料金にてソフォスが販売し使用を許諾したアップデートは除きます。
- 1.21 「**アップグレード**」とは、ソフォスが単独の裁量にて適宜ライセンシーに提供する、製品の機能、製品のバージョンおよび製品の特性の拡張または改良を意味します。ただし、別料金にてソフォスが販売し使用を許諾したソフトウェアおよび/またはアップグレードは除きます。
- 1.22 「**ユーザー**」とは、ライセンシーに使用が許諾される製品により利益を得る従業員、コンサルタントまたはその他の個人を意味します。

2. 知的所有権および所有権

製品は、ソフォスおよびそのライセンサーがその所有権を有し、著作権およびその他の知的所有権によって世界中で保護されています。製品にはすべてのノウハウ、コンセプト、ロジック、仕様が含まれますがそれらに限定されません。ライセンシーは本契約に従い、製品識別情報または所有権の制限に関する表示を除去しないことに同意します。また、ライセンシーは本契約に従い、以下の本使用許諾契約書で規定されるとおり、ソフォスは、製品および製品に対してライセンシーが行った変更における権利、権原および利益を留保することを認め、同意します。ライセンシーには、本契約に基づいたソフォスのロゴまたは商標のライセンス、権利または利益は一切付与されません。ライセンス製品は許諾されたものであり、販売されたものではありません。本使用許諾契約書に明示的に言及されている場合を除き、暗示、誘発行為、禁反語、あるいはその他の方法により使用許諾または権利が直接付与されることはありません。

3. 権利および制限

3.1 期間。

3.1.1 本使用許諾契約書は、本使用許諾契約書の最初の項に規定されるとおり、同意の時点より効力を生じ、(i) 本契約に従い購入したすべての品目の製品使用期間の有効期限、または (ii) 本契約の条件の下での本使用許諾契約書の終了のうち早い方の期限まで有効に存続するものとします。

3.1.2 本使用許諾契約書が早期に終了されない限り、(i) 期間の定められたサブスクリプションの場合、ライセンス製品、保守パッケージおよびサポートパッケージの製品使用期間は、別紙に記載された開始日に開始され、有効期限終了日に終了するものとします、また (ii) 毎月更新ベースで請求される場合、製品の製品使用期間は、購入日に開始され、月払いの期間中継続するものとします（該当する場合には別紙に記載のサブスクリプションの最低期間の条件に従う）、および (iii) 別紙またはライセンスガイドライン <http://www.sophos.com/en-us/legal> で明示的に規定されている場合、製品使用期間は永続的とします（それぞれ「製品使用期間」）。

3.1.3 ライセンシーが料金を支払い、ソフォスが該当の支払いを受領した対価として、ソフォスは、本契約に基づき、本使用許諾契約書の条件に従ってそれぞれの製品使用期間に製品を使用するための非独占的な権利をライセンシーに対して付与します。

3.2 ライセンス使用許諾 および使用。

製品は、ライセンスガイドライン <http://www.sophos.com/en-us/legal> で規定されるとおり、ユーザー、コンピュータ、サーバ、またはその他の該当する装置による使用が許諾されています。別紙は、ライセンシーが注文を行った、各製品（「ライセンス使用許諾」）ごとの該当する装置の数を規定しています。ライセンシーによる実際の使用は、いかなる時点またはいかなる場合においても、ライセンス使用許諾の範囲を超えてはなりません。実際の使用範囲の拡大を希望する場合、ライセンシーはまず該当する追加のライセンス使用許諾を購入する必要があります。

3.3 **権利。** ライセンシーは以下を行うことが許可されます：

3.3.1 第 15.5 項、第 15.7 項、および第 15.8 項で規定される本製品の使用の他、特にシステム、ネットワーク、ドキュメント、電子メールおよびその他のデータの統合に関連する、ライセンシーおよびその関連会社の内部事業の目的のために本製品を使用すること；

3.3.2 恒久的なライセンス製品を他者に譲渡する場合、(i) すべてのライセンス資格を細分することなく、単一の受領人へ譲渡すること、(ii) 譲渡時にライセンシーはライセンス製品を削除すること、(iii) ライセンシーは受領人の完全な情報をソフォスに提出すること、および (iv) 受領人が本使用許諾契約書の第 11 項を含むがこれに限定されない本使用許諾契約書の条項に拘束されることに合意することを条件とします。サブスクリプション契約に基づくライセンス製品は、事前にソフォスから書面による同意書を取得した場合にのみ譲渡することができます；および

3.3.3 バックアップまたは障害回復の目的で、ライセンス製品またはその一部の妥当な数のコピーを作成する場合、ライセンシーがライセンス製品の当該バックアップコピーにソフォスの所有権通知を複製することを条件とします。この制限は、ライセンシーがライセンシーのデータをバックアップまたは保存することを妨げるものではありません。

3.4 **制限。** ライセンシーは以下を行うことは許可されません：

3.4.1 本製品を改造または翻訳すること。(i) その目的のために提供されており、製品に含まれているメニュー、フィルター、オプションおよびツールを使用してライセンス製品を設定するために必要な場合は除きます、および (ii) ドキュメンテーションに関しては、ライセンシーの社内業務の目的で、マニュアルおよび/またはその他のドキュメンテーションを作成および改訂するために必要な場合を除きます；

3.4.2 適用される法律によってかかる制限が禁止されている場合を除き、本製品またはその一部のリバースエンジニアリング、逆アセンブル（ハードウェアのポートへのアクセスを阻止しているカバープレートの取り外し、および/またはハードウェアの内部コンポーネントへのアクセスが含まれるがこれらに限定されない）、または逆コンパイルを行う、またはその他の方法でソースコードまたはロジックを抽出または特定しようと試みること；

3.4.3 本使用許諾契約に明示的に別途規定されている場合を除き、ライセンシーが適用される料金を支払っていない、もしくは適用される料金をソフォスが受領していない製品を使用すること；

3.4.4 本使用許諾契約に明示的に規定されている場合および/または以下の目的のためにソフォスから別途ライセンスを取得している場合を除き、サブライセンスの許諾、賃貸、販売、リース、頒布、委譲、送信、埋め込み、アクセスの提供、またはその他の方法により、第三者の利益のために製品を使用すること；

3.4.5 業務の過程以外で製品を使用すること。ただし、その製品が第 15.5 項、第 15.7 項、および第 15.8 項に基づき、従業員個人の使用または消費者の使用に明示的に使用許諾されている場合を除きます；

3.4.6 本製品が機能しないことにより物理的傷害、財産の損失または人命の損失が発生することが合理的に予測される、安全性の重要度が高い用途で製品を使用すること。この場合、製品の使用は完全にライセンシー自身の責任において行うものとし、ライセンシーは、不許可の使用に関連するすべての申し立てまたは損失から、本契約書によりソフォスを保護することに同意します；および/または

3.4.7 ソフォスと競合する目的のために製品を使用すること。目的には競合情報分析が含まれますがこれに限定されません（適用される法律によりかかる制限が禁止されている場合を除きます）。

3.5 許可される第三者による使用。

ライセンシーは、以下を条件とし、関連会社および委託プロバイダーによる製品の使用を許可することができます。(i) ライセンシーがソフォスに事前に書面にて通知する、(ii) 関連会社および委託プロバイダーが、ライセンシーおよび関連会社の社内業務の目的のみで製品を使用および/または動作させる、(iii) ライセンシー、ライセンシーの関連会社、委託プロバイダーによるすべての製品の実際の使用が、ライセンシーが購入したライセンス使用許諾の範囲内である、(iv) その関連会社および委託プロバイダーが、本使用許諾契約書の条件に同意し従うことをライセンシーが確認する、および、(v) ライセンシーはいかなる場合にも、ソフォスに損害を与えず、その関連会社および委託プロバイダーの製品の使用に関連する作為および不作為に対する責任を負う。

3.6 ライセンシーは、(i) 別紙に記載された製品を使用する権利のみが付与されていること、および、(ii) 購入決定が、新しい製品および/または製品の追加機能、コンポーネントまたはバージョンに関する将来的な使用可能性を基にしておらず、かつ、将来的な機能または装備に関するソフォスによる口頭または書面による公式コメントを基にしていないことに同意します。

3.7 ライセンシーは、ハードウェア、ソフトウェア、接続性およびその他のサードパーティの製品およびサービスに関してサードパーティーとの間で合意した使用条件に従う全責任を負います。

4. 保守およびサポート

4.1 ライセンシーが、ソフォスファイアウォール、ソフォスファイアウォールマネージャー、ソフォス iView、またはソフォス UTM ライセンス製品を購入した場合、購入日から最初の 90 日間の保守が含まれます。保守パッケージを別途購入することができます。サブスクリプション期間に基づく他のすべてのライセンス製品には、製品使用期間中の保守が含まれます。

4.2 ライセンシーが永続的ライセンス製品を購入した場合には保守は含まれません。適用される法律により禁止される場合を除き、(i) ライセンシーは、購入した永続的ライセンスの装置の台数に相当するサブスクリプション期間に基づく保守パッケージを別途購入する必要があり、また (ii) ライセンシーの保守サブスクリプション期間が終了し、ライセンシーが更新を希望する場合、ソフォスは、現行の料金表に従い、ライセンシーに対して回復手数料を課す権利を留保します。

4.3 保守には標準/基本レベル技術サポートが含まれます。拡張技術サポートパッケージは、ライセンシーが相当する料金を支払い、ソフォスがそれを受領することにより使用可能となります。標準・拡張技術サポートパッケージについての詳細は以下をご覧ください：<http://www.sophos.com/en-us/support/technical-support.aspx>。

4.4 以下の第 8 項に基づき、保守を継続しない場合、ソフォスは（独自の判断により）延長保守サブスクリプション料金を考慮のうえで、保守継続終了日を過ぎても延長保守パッケージを提供することがあります。

4.5 ソフォスは、独自の判断により、ソフォスの技術サポートに連絡できるユーザーの数を制限する権利を留保します。

4.6 標準業務用サービスに含まれない技術サポートとしてソフォスが提供した特別注文または見本のコード、ファイル、またはスクリプト（「フィックス」）は、開発された製品の使用期間中に同製品と併用する場合にのみ使用することができ、第 15.6 項の規定が適用されます。

5. 保証および免責

5.1 第 15.8.1 項を制限することなく、ソフォスは、購入日より 90 日間（「**ライセンス製品保証期間**」）に限り、ライセンシーに対して以下を保証します：(i) ライセンス製品がドキュメンテーションに従って指定されたオペレーティングシステム上で動作する場合、ライセンス製品がドキュメンテーションのとおり十分に機能すること、および (ii) ドキュメンテーションが、すべての重要な点においてライセンス製品の動作を適切に解説すること。

5.2 ライセンス製品の保証期間中に、ライセンシーがソフォスに対し第 5.1 項に基づく保証の不履行について書面で通知した場合、ソフォスの全責任およびライセンシーの唯一の救済はソフォスの判断で選択した以下のいずれかとなります：(i) 妥当な期間内にライセンス製品および/またはドキュメンテーションを訂正、修理または交換する、または (ii) 購入証明書が添付された当該のライセンス製品が返却された後、日割り料金での返金を許可する。交換されたライセンス製品の保証期間は、元のライセンス製品の保証期間の残存期間とします。

5.3 第 5.1 項の保証は、以下の場合には適用されないものとします。(i) ライセンス製品が本契約書およびドキュメンテーションに従って使用されなかった場合、(ii) 問題が、ライセンシーがアップデート、アップグレード、またはソフォスが推奨するその他の行為または指示を実施しなかったことによつて生じた場合、(iii) 問題が、ライセンシーまたは第三者が提供したマテリアルに含まれる、またはそれによる行為または不作為により生じた場合、または (iv) 問題が、ソフォスの合理的な支配の及ばない原因によって生じた場合。

5.4 以下の第 5.5 項から第 5.7 項までを条件として、ソフォスは、本使用許諾契約書の条項に基づくライセンス製品の使用または所有が第三者の特許、商標または著作権を侵害すると主張する申し立てまたは訴訟からライセンシーを保護および補償し、ライセンシーに損害を与えないこととします。

5.5 ライセンシーは以下の場合、第 5.4 項の免責の利益を得る権利を持たないものとします。(i) ライセンシーが、かかる申し立てまたは訴訟が通知されてから 10 日以内にソフォスに通知を行わなかった場合、(ii) ライセンシーが、ソフォスからの書面要請に応じてかかる申し立てが行われている製品の使用または所有を直ちに中止しない場合、(iii) ライセンシーが、ソフォスの事前の書面による合意なしに、かかる申し立てまたは訴訟の有効性を認めた場合、またはかかる申し立てまたは訴訟に異議を唱えるソフォスの能力を損なう恐れのある行為を行った場合、(iv) 侵害が、ソフォス以外の人物による製品の改造、ドキュメンテーションに従わない製品の使用、ソフォスが提供したものではないハードウェア、ソフトウェアまたはその他のコンポーネントの使用により生じた場合、または (v) 申し立てが、特許、登録および著作権に関する世界知的所有権機関（WIPO）の条約の非加盟国における使用または所有に基づいて行われた場合。

5.6 ライセンシーに対して第 5.4 項に言及される申し立てまたは訴訟が行われた場合、ソフォスは（ソフォスの単独の裁量で）以下を行使する権利を有するものとします。

5.6.1 第三者の申し立てまたは訴訟を弁護および/または解決する、および/または反訴手続きを開始する、およびソフォスの妥当な費用負担で、申し立てまたは訴訟の弁護、および/または反訴手続きへの参加および協力をライセンシーに要求する権利。ソフォスがかかる申し立てまたは訴訟の弁護、解決、および/または反訴手続きを行わないことを選択した場合、ライセンシーは善意で申し立てに対する弁護を行うことができ、その場合、ソフォスは（適切な弁護士報酬および費用を含む）すべての請求、損害、費用、経費および金銭的和解で最終的に認められた、または、合意された損害賠償金を補償します。ソフォスは、第 5.6.1 項下でライセンシーが選択した弁護士を承認する権利を有します。かかる承認を不当に留保することはできません。

5.6.2 (i) 本使用許諾契約書の条件に従ったライセンシーによる製品の使用、所有および配布が第三者の特許、商標または著作権を侵害しないようライセンスを提供する、または (ii) 第三者の特許、商標または著作権を侵害しないよう製品を修正する、または機能的に同等な製品と交換する権利。ソフォスが商業的に妥当な基準で上記第 5.6.2 項 (i) または (ii) を実現できない場合、ソフォスはライセンシーに通知することにより製品を使用するライセンスを直ちに終了させ、かかる製品に対して支払った料金を以下の条件で返金することができます。(i) サブスクリプション期間に基づく製品の場合、その終了日後の期間に応じて返金する、および (ii) 永続的使用期間の場合、購入より 5 年間で減価される。

5.7 第 15.8 項に記されている本製品の消費者による使用に関連する規定を除き（消費者による使用では第 15.8 項も同時に適用される）、第 5.4 項、第 5.5 項、第 5.6 項は、製品が第三者の特許、商標、著作権またはその他の知的所有権を侵害した場合のライセンシーの唯一の救済を規定しています。ライセンシーは、いずれの場合もその損失を可能な限り軽減することとします。

6. 保証の排除

6.1 上記の第 5.1 項および下記の第 15.2.6 項および第 15.8.1 項に規定されるライセンス製品およびハードウェアに対する明示的保証を除き、ソフォスおよびサードパーティのライセンサー、販売会社および含まれる特定のソフトウェアの提供者は、明示もしくは黙示を問わず、また制定法によるか否かを問わず、商品性に対する黙示の保証もしくは条件付け、満足のいく品質、特定目的への適合性、無違反または取引・使用・交易の過程において生じたことを含むがそれらに限定されない、本製品またはサードパーティのソフトウェアに関していかなる種類の保証、条件付け、約束、表明も行いません。州または裁判官によっては、黙示保証の排除を許諾しておらず、よって上記の排除がライセンシーに適用されない場合があります、また州または管轄区域により異なるその他の法的権利をライセンシーが有する場合があります。

6.2 上記を制限することなく、第 15.8.1 項を条件として、ソフォスは以下についての保証または表明を行いません。(i) 製品がライセンシーの要求を満たすこと、(ii) 製品の動作にエラーまたは中断がないこと、(iii) 製品の欠陥が修正されること、(iv) 製品がすべての脅威、アプリケーション（悪意のあるもの、またはその他のものであるか否かに関わらず）またはその他のコンポーネントを検出し、正しく特定すること、(v) ライセンシーがサードパーティのアプリケーションをブロックする権利を有すること、または (vi) ライセンシーがサードパーティの情報を暗号化または解読する権利を有すること。

6.3 さらにライセンシーは、ライセンシーが所有するすべてのデータを適切にバックアップすることに対する全責任を負うこと、およびライセンシーが当該データを保護するための適切な手段を講じることを認め、これに同意します。第 15.8 項を条件として、データが紛失または破損した場合にも、ソフォスおよびそのサードパーティのライセンサーは一切の責任を負いません。

7. 責任制限

7.1 ライセンシーは自己の責任において製品を使用します。該当する法律によって許可される最大の範囲において、いかなる場合においても、ソフォスがかかる損害の可能性について事前に通知を受けていた場合にも、その理由に関わらず、また契約によって生じたか、またはサードパーティのソフトウェアに関連する損失または損害を含むがそれらに限定されない過失を含む不法行為によって生じたかに関わらず、ソフォスおよびサードパーティライセンサー、販売会社、含まれる特定のソフトウェアの提供者は、ライセンシーを通して行われる直接、間接の、派生的、付随的、特別な破損または損失に対する申し立てに対する責任を負いません。これらには、利益の損失、契約の喪失、事業の中断、データの損失または破壊が含まれますがこれらに限定されません。第 7.1 項に定められた制限は、救済策の重要な目的が失敗したかどうかに関わらず適用されることとします。

7.2 本契約書中に定める制限、除外、排除またはその他の条項が、いかなる理由においても、正当な管轄権を有する裁判所によって無効と判断され、かつこれによりソフォスが合法的に限定されうる損失または破損に対して責任を負うことになった場合でも、かかる責任は、契約上、不法行為（過失を含むがそれに限定されない）上、その他の理由を問わず、(i) ライセンシーが支払った料金および (ii) ソフォスの製品の定価のうちの少ない方の金額を超えないものとします。

7.3 本使用許諾契約書により、または本契約書に関連して発生したライセンシーに対するソフォスの責任総額は、その原因、責任法理の如何を問わず（過失も含むがそれに制限されることなく）、いかなる場合にも、（i）ライセンシーに支払われる料金、および（ii）ソフォスの製品の定価のうち少ない方の金額を超えないものとします。

7.4 ソフォスは以下に対する責任を制限または排除しません。（i）過失によって発生した死亡または人身傷害、（ii）悪意不実表示、または（iii）適用される法律によってかかる責任が排除または制限されない範囲でのその他の責任。

8. 製品変更

ライセンシーは、ソフォスが適宜、製品、製品のバージョン、製品の機能、製品のサポート、製品の保守、およびサードパーティ製品に対するサポート（オペレーティングシステムおよびプラットフォームを含むがそれに限定されない）を変更、アップデート、または中止することができることを認め、同意します。その理由にはセキュリティ、技術の変更が含まれますがこれらに限定されません。ソフォスは、計画された中止の日程を以下で発表します：<http://www.sophos.com/en-us/support>。ソフォスでは、ライセンシーが常に最新の製品、製品バージョンおよび/またはサードパーティの製品を適宜使用することを推奨しています。

9. サードパーティのソフトウェア

製品は、ソフォスの専有ではないが、ソフォスがライセンシーへの使用許諾に必要な権利を有する、サードパーティからソフォスに使用が許諾されるソフトウェアまたはその他の技術と共に動作または運動する場合があります。ライセンシーは以下に同意します。（a）本使用許諾契約書に従って当該サードパーティのソフトウェアを使用すること、（b）サードパーティのライセンサーが、明示または黙示を問わず、当該のサードパーティのソフトウェアまたは製品に関し、ライセンシーに対していかなる保証、条件付け、約束または表明も行わないこと、（c）サードパーティのライセンサーは、本使用許諾契約書または当該のサードパーティのソフトウェアの使用により発生する、ライセンシーに対するいかなる義務または責任も負わないこと、（d）サードパーティのライセンサーは、本使用許諾契約書の受益者であり、それに基づき、サードパーティのソフトウェアに関連する権利の保護に必要な範囲で本使用許諾契約書の条件を行使することができること、および（e）当該サードパーティのソフトウェアは、本使用許諾契約書に規定される条件を超えて、当該資料に関してライセンシーに追加の権利を付与する、または追加の制限を含む使用許諾条件の下で使用許諾される場合があること、かつ当該追加ライセンス権および制限は、該当するドキュメンテーション、関連するソフォスのウェブページまたは製品自体で説明またはそれらに対してリンクされること。誤解を避けるため、かかる追加の権利および/または制限は、独立してサードパーティのソフトウェアに適用されます。かかるサードパーティのライセンスのいかなる部分も、本使用許諾契約書の条件の下でのライセンシーによるライセンス製品の使用に影響を及ぼさないものとします。

10. 米国政府の権利、政府の免責の非放棄

10.1 ライセンシーが米国政府の機関の代理またはそれに属する場合、ライセンス製品およびドキュメンテーションは、商用コンピュータ・ソフトウェアおよび商用コンピュータ・ソフトウェア文書とされ、その使用、複製および開示は、FAR 第 12. 212 条または DFARS 第 227. 7202-3 条（改正を含む）、または FAR の対象外である代理の同等の条項により、本使用許諾契約書の条項に従います。その他の条件または本使用許諾契約書の修正は米国政府の機関の代理およびユーザーに適用される場合があり、<http://www.sophos.com/en-us/legal/addendum-for-government-licensees-or-users.aspx> にある関連する政府のライセンシーまたはユーザー向けの EULA 補遺で規定されています。

10.2 ライセンシーが連邦、州、その他の政府機関、組織、代理、機関または下位部門である場合、本使用許諾契約書の責任の制限およびライセンシーの免責義務は、該当する法律上許される範囲に限り適用されるものとし、ライセンシーの憲法上、法令上、またはその他の免責を放棄しないものとします。

11. 輸出規制、賄賂禁止および適用法の遵守

11.1 ライセンシーは本契約に基づき以下に同意します。(i)ライセンシーは、該当するすべての経済制裁および輸出管理に関する法令を遵守すること、(ii)ライセンシーは、本製品の使用、開示、および/または輸送が該当するすべての経済制裁および輸出管理に関する法令に従って行われることに全責任を負うこと、および(iii)ライセンシーは、本製品の形状に関わらず、直接または間接的にキューバ、イラン、シリア、スーダン、南スーダン、または北朝鮮を本拠とする個人または組織に対し本製品を輸出または譲渡しないこと。詳細については <http://www.sophos.com/en-us/legal/export.aspx> をご覧ください。

11.2 各当事者は、本使用許諾契約書の締結にあたり、当事者も、その役員、従業員、代理店、代理人、下請け業者、仲介者、その他ライセンシーのために行動したことがある、または、行動する人物または企業体も、直接あるいは間接を問わず、(i) 2010年英国贈収賄防止法、(ii) 1977年米国海外腐敗行為防止法、または(iii) その他世界の適用可能な贈収賄防止法および腐敗行為防止法または規則の違反となるいかなる行為も行わないことを保証します。

11.3 ライセンシーは、その他の適用される法律および規制に従って製品を使用、所有していること、また今後も使用、所有することを保証します。特定の法律に限定されるものではないが、該当する法律下では、ライセンシーが個人との間の連絡の傍受、アクセス、監視、記録、保存、移動、移転、アクセス遮断、および/または削除する前に、ライセンシーはその旨を個人に通知し、および/または、その同意書を個人から受け取ることが必要とされる場合があることを認めます。ライセンシーはかかる法律を遵守する全責任を負います。

11.4 ライセンシーによる本第11項の違反があった場合または違反が疑われる場合、それは救済が不可能な重大な違反とされ、ライセンシーに通知することにより本契約を直ちに解除する権利がソフォスに付与されます。さらにライセンシーは、第11項のライセンシーの違反に起因または関連してソフォスが被るまたは負担する一切の申し立て、訴訟、損失、責任または損害について、ソフォスを補償しかつ無害に保つことに同意するものとします(該当する法律上許される範囲に限り適用されるものとし、ライセンシーの憲法上、法令上、またはその他の免責を放棄しないものとします)。

12. 解除

12.1 第15.8.3項を条件として、本使用許諾契約書およびそれに基づくライセンシーの権利は、以下が発生した場合には直ちに終了します：(i) ライセンシーが、合意した支払条件に従いソフォスまたはパートナー(該当する場合)に料金を支払わない場合、または(ii) ライセンシーに提供した製品およびパッケージの支払いをソフォスが受領しない場合、または(iii) ライセンシーが本使用許諾契約書の条件に違反した場合、または(iv) 既に料金の全額を受け取っている永続的ライセンス製品の場合を除き、ライセンシーが、債務または支払不能となったことにより何らかの措置を講じたまたは講じられた場合。

12.2 第12.5項を前提として、ライセンシーは、関連するライセンス製品およびそのすべてのコピーをアンインストールして破壊することにより、該当するライセンス製品のライセンスをいつでも終了することができます。

12.3 ライセンシーは、本使用許諾契約書あるいは適用される製品使用期間の終了日より1ヵ月以内に、該当するライセンス製品の部分的なコピーおよび完全なコピーのすべてを破壊したことを証明する書類をソフォスに提出する必要があります。暗号化製品については、ライセンシーは、製品をアンインストールして破壊する前に、すべての暗号化された装置とデータを復号するものとします。

12.4 ライセンシーの使用権および製品へのアクセス権は、製品に対するライセンスをライセンシーが更新しない限り、該当する製品使用期間および本使用許諾契約書の終了(いずれか早い方)に伴い自動的に終了します。

12.5 本使用許諾契約書で明示的に規定されている場合を除き、法律で許可される最大の範囲で、すでに支払われた、または支払義務のあるすべての料金の払い戻しは不可とします。

13. 機密保持およびデータ保護

13.1 ライセンシーは、本使用許諾契約書に基づき、またはそれに関連し、ソフォスおよびそのライセンサーにとって機密であり価値のある機密情報を受領する、または機密情報にアクセスすることができま

す。ライセンシーには、本使用許諾契約書の条件に厳密に従う場合を除き、かかる機密情報を使用または開示する権利は付与されません。

13.2 ライセンシーは、保守および技術サポートの提供および以下の種類の情報の収集のため、ソフォスが製品と直接またはリモート通信を行う場合があることを認識した上で同意します：(i) ライセンシーが使用している製品、製品のバージョン、製品の機能、オペレーティングシステム、(ii) 製品による処理時間、(iii) ライセンシーの顧客認識コードおよび会社名、および (iv) 上記の情報を返す装置の IP アドレスおよび/または識別名。特定の製品では追加の情報の収集が必要な場合があります。詳細についてはソフォスのプライバシーポリシーをご覧ください：<http://www.sophos.com/en-us/legal/sophos-group-privacy-policy.aspx>（「プライバシーポリシー」）。

13.3 第 13.2 項に基づいて収集された情報は、以下の目的のために使用される場合があります。(i) 製品の提供および本使用許諾契約書の履行、(ii) ライセンシーがライセンス使用許諾を遵守していることの確認、(iii) 製品の性能の評価および改善、(iv) 統計的分析（マルウェア感染率、製品用途など）の作成、(v) 開発ロードマップおよび製品ライフサイクル戦略の計画、(vi) ライセンシーが使用する製品に影響を与える問題および製品ライフサイクルの変更に関するアラートと通知の発行。

13.4 またソフォスは、以下の目的のため、ライセンシーの連絡先情報（該当する場合）および支払い情報を要求することができます。(i) 技術サポートの提供、(ii) 請求書作成、(iii) ライセンシーの認証情報および使用許諾の確認、(iv) ライセンス期間の終了および更新通知の発行、(v) 輸出管理に関する法令遵守の確認、および (vi) アカウント管理機能の提供。

13.5 ライセンシーが検証のためにマルウェアのサンプルまたは資料をソフォスに送信することを選択した場合は、ライセンシーは規定の保健データおよび支払機能付きカードのデータを削除することが必要です。

13.6 ライセンシーは、ソフォスに対して以下を明示的に許可します。(i) ソフォスの顧客の一覧表にライセンシーの名前およびロゴを記載し公開すること、および (ii) 他のソフォス製品およびサービスに関する情報を提供するため、プロモーション用電子メールをライセンシーに送信すること。第 13.6 項に記載された許可をソフォスに対して与えることをライセンシーが希望しない場合には、ライセンシーは、付与を希望しない許可の種類を明記し、unsubscribe@sophos.com宛てにメールを送信することにより通知することができます。

13.7 世界的組織として、ソフォスの関連会社、下請業者およびサードパーティのライセンサーは、世界のあらゆる場所に所在しています。ソフォスは、EU 指令 95/46 EC および同社のプライバシーポリシーの規定に従ってすべての個人データを扱います。

13.8 製品をインストールまたは使用することにより、または本使用許諾契約書に同意することにより、ライセンシーは、本契約書またはプライバシーポリシーに定められたデータおよび情報の使用に同意することを明示的に確認します。さらにライセンシーは、上述の目的でかかるデータおよび情報をソフォスと共有するために必要なすべての同意を取得していること、また必要なすべての通知を提供していることを保証します。

14. 一般条項

14.1 ライセンシーの製品購入元であるパートナーは、ソフォスが従業者または代理人として任命した人物ではありません。かかる人物は、明示あるいは暗示を問わず、ソフォスに代わり、または方法に関わらずソフォスを拘束するために、契約を締結する、ソフォスに代わり本使用許諾契約書をライセンシーまたは第三者に対して表明または保証する、または本使用許諾契約書を翻訳または変更する権限を持ちません。

14.2 ライセンシーは、ソフォスの製品または事業に関するアイデア、示唆、概念、または提案（「フィードバック」）をソフォスに提供する義務を負いません。ただし、ライセンシーがソフォスにフィードバックを提供する場合は、ライセンシーは、サブライセンス可能で任意の当事者に委譲でき、ライセンシーに関する照会、ライセンシーに対する義務または報酬を義務付けられることなく、そのフィードバックの製品化、販売、委託製造、卸売り、輸出、複製、公開、頒布、および実演をおこなうことができる非排他的な著作権使用料無料の世界的ライセンスをソフォスに供与します。すべてのフィードバックはライセンシーの非機密情報と見なされます。第三者の知的財産権または知的所有権がある、または、

その可能性が高いと信じるに足りる理由がある場合は、ライセンシーはフィードバックをソフォスに提供することはできません。

14.3 (i) 自己監査。ライセンシーによる製品の使用およびライセンシーの本契約書の遵守の管理を支援するため、ライセンシーは、適宜、製品によって利益を得るユーザー、コンピュータ、サーバ、その他の該当する装置の数の計算を含む、自己監査を実施することに同意します。この場合、ソフォスは10営業日前に書面で自己監査について通知します。ライセンシーの自己監査により、ライセンシーの実際のライセンスがライセンス使用許諾を超えていることが明らかになった場合、ライセンシーは、要求される追加のライセンスを、ソフォスまたはその優先パートナーから調達するものとします。(ii) 公式の監査。ライセンシーがソフォスの要求に応じて自己監査を実施しない場合、またはソフォスがかかる自己監査の結果について疑いを持つ理由がある場合、ライセンシーは、あらかじめライセンシーに通知することにより、本使用許諾契約書の下でのライセンシーの義務（適用されるすべてのライセンス料の支払いを含むがそれに限らない）の履行の方法および状況について、検査、監査、検証または監視する目的で、ソフォスまたはソフォスが指名した外部の公認会計士が、通常の営業時間内にいつでも、ライセンシーの施設に立ち入り、会計帳簿および会計記録を閲覧することを許諾します。かかる監査は、ライセンシーの企業運営を妨げることが最小限となるよう実施することとします。ソフォスは、1暦年につき1回のみこの権利を行使できるものとします。監査により、ライセンシーがソフォスに料金を過少払いしていたことが判明した場合、ライセンシーは、支払うべき料金とライセンシーが支払った料金の差額を請求され、請求書の日付から30日以内にソフォスまたはパートナー（該当する場合）にその差額を支払うものとします。過少払いの金額が支払うべき総額の5%を超える場合、または監査により本使用許諾契約書に基づくライセンスの制限に違反していることが判明した場合、ライセンシーは、ソフォスのその他の権利および救済手段を害することなく、ソフォスの監査にかかった妥当な費用も支払うものとします。

14.4 ソフォスは自らの判断で本契約書に基づくすべての権利または義務を委託、更改、外注、または譲渡することができます。

14.5 ソフォスは、本使用許諾契約書の条件および/または本契約書に記載されているあらゆるドキュメンテーションおよびポリシーを随時修正することができます。手段としては、以下の当社のウェブサイト、および/またはかかるドキュメントまたはポリシーの存在する場所への修正内容の掲載が含まれますがこれに限定されません <http://www.sophos.com/en-us/legal>。修正された条件は、かかる変更の日付よりライセンシーを拘束するものとします。誤解を避けるため、かかる修正された条件は、製品自体に組み込まれている、もしくはそれと共にパッケージングされている使用許諾契約書の以前のバージョンに優先するものとします。

14.6 本契約書の特定の条件をいずれかの当事者が施行しなかった場合にも、本契約書に基づく権利の放棄とは解釈されないものとします。

14.7 本契約書の何らかの部分が違法、無効または履行不能となった場合にも、残りの部分の合法性、有効性または法的強制力には影響を与えないものとします。

14.8 ライセンシーおよびソフォスが、本製品のライセンスおよび使用に関して別途書面での契約を締結している場合、かかる締結契約の条件が、本使用許諾契約書に矛盾する条件に対して優先されます。その他の場合、本使用許諾契約書、および本契約書によって参照される別紙およびドキュメンテーションおよびポリシーは、本製品のライセンスおよび使用に関する両当事者の完全な合意を構成し、口頭または書面によって行われた本製品に関するその他の意思表示、合意、表明に優先します。ただし、不正に行われた口頭または書面による意思表示、合意、表明は除きます。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）は適用されないものとします。

14.9 本使用許諾契約書の英語版と翻訳版との間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとします。

14.10 本使用許諾契約書の当事者でない者は、本使用許諾契約書のいかなる条件も履行する権利を有さず、本契約書の当事者は、本使用許諾契約書によって第三者の権利を発生させる意図を持ちません。

14.11 ライセンシーがライセンスを購入したソフォスの子会社が以下の国に所在する場合：

米国、カナダまたは中南米の場合、本使用許諾契約書、およびそれに起因または関連するすべての紛争または申し立ては、契約によらない紛争または申し立てを含むがそれに制限されないが、法の抵触に関する原則に関わりなく、米国マサチューセッツ州法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。

米国マサチューセッツ州の連邦裁判所および州裁判所は、本使用許諾契約書に起因するまたはそれに関連する紛争または申し立てを裁定する独占的な裁判権を有します。本使用許諾契約書に関連する訴訟では、当事者は陪審裁判を受ける権利を放棄します；および

その他の国の場合、 本使用許諾契約書、およびそれに起因または関連するすべての紛争または申し立ては、契約によらない紛争または申し立てを含むがそれに制限されないが、法の抵触に関する原則に関わりなく、イングランド法およびウェールズ法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。また、イングランドおよびウェールズの裁判所は、本使用許諾契約書に起因するまたはそれに関連する紛争または申し立てを裁定する独占的な裁判権を有します。

14.12 第 14.11 項のいかなる部分も、ソフォスが必要であると判断した場合に、管轄権を有するすべての裁判所において、以下を行うためにライセンシーに対して訴訟手続きを開始するソフォスの権利を制限するものではありません。(i) ソフォスの知的所有権を保護する、(ii) ソフォスの機密情報を保護する、および/または (iii) 支払遅延分を回収する。

14.13 要求されるソフォスに対する通知、または本使用許諾契約書に関する質問は、The Legal Department, Sophos Limited, The Pentagon, Abingdon Science Park, Abingdon, OX14 3YP, United Kingdom 宛てに郵送するものとします。また、そのコピーを一部 legal@sophos.com に送信してください。

14.14 以下の条項は本使用許諾契約の終了または期間満了後も適用されることとします：第 2 項、第 6 項、第 7 項、第 11 項、第 12.3 項、第 13.1 項、第 14 項、第 15.2.5 項、第 15.6.5 項、および第 15.6.6 項。

15. 追加条件

本使用許諾契約書の最初の部分には、すべての製品に適用される一般条件が含まれています。本第 15 項の追加条件は、各項に記載されている製品にのみ適用されます。

15.1 ソフォスからの直接購入。 本項は、ライセンシーがパートナーを通すことなく製品を直接ソフォスから購入する場合にのみ適用されます：

15.1.1 すべての製品は、国際商業会議所（I C C）インコータームズ 2010 の出荷工場渡し条件に従い、該当するソフォスの工場より出荷されます。それに従い、ライセンシーは発送費、輸出通関、輸入通関および保険料を負担します。

15.1.2 料金は、請求書で指定されている通貨、支払方法で、かかる請求書の日付より 30 日以内に全額を支払うものとします。

15.1.3 明示的に別途記述されている場合を除き、料金には付加価値税およびその他のすべての連邦税、市税、またはその他の政府によって課せられる税、関税、ライセンス料、手数料、消費税またはタリフは含まれていません。

15.1.4 請求書には、期日までに支払われていないすべての金額に対する利子を記載することができません。

15.2 ハードウェア製品。 本項はハードウェア製品にのみ適用されます。

15.2.1 ソフォスは、以下の第 15.6 項（該当する場合）に記載される無料試用期間の終了までハードウェアの所有権を保有し、該当する場合、ライセンシーはハードウェア料金をソフォスまたはパートナーに支払い、ソフォスはハードウェア料金の全額を受領します。本項に従ってハードウェアの所有権がライセンシーに移転されない限り、ライセンシーはすべての申し立て、担保権および債務からハードウェアを保護することに同意し、また、自発的または強制的な、ハードウェアに関する申し立て、担保権または債務を生み出すことを意味するすべてのライセンシーの行為は無効とされるものとします。ライセンシーは、ライセンス製品がインストールされたハードウェア、または該当する場合メディアのみを所有します。ライセンシーは、ライセンス製品自体は所有しません。

15.2.2 ライセンシーがハードウェアに対する料金を支払わない場合、またはソフォスがハードウェアに対する料金を受領していない場合、ライセンシーは、ソフォスが指定した返却場所まで、ハードウェアを安全かつ適切に梱包し、輸送費前払いで（ライセンシーの判断により保険付きで）返却することとします。ライセンシーが、ソフォスが指定した場所までハードウェアを返却することを怠った場合、書面

で通知することにより、ソフォスはかかるハードウェアを回収するために通常の営業時間中にライセンスの施設に立ち入る権利を有します。

15.2.3 商品の損失のリスクは、ハードウェアをライセンスへ出荷した時点でライセンスに移転します。ハードウェアの保険はライセンスが負担するものとします。

15.2.4 ライセンスは、ハードウェアが本契約書に基づきライセンス製品の納入と稼働の手段としてのみ販売されることに同意します。両当事者の書面による合意のない限り、ソフォスは、その裁量により、新しい、もしくは修理されたハードウェアを提供することができます。

15.2.5 ライセンスは、適用される廃棄物、保健、および安全に関するすべての政府の規則の遵守に関する全責任を負います。同規則には、ライセンスによるハードウェアの使用、輸送または廃棄に関連し、廃電気・電子製品に関する EC 指令 (2002/96/EC) (「WEEE」) に関する規則および電子製品規制における有害物質の使用制限 (2002/95/EC) (「RoHS」) (修正も含む) を含みますが、それらのみ限定されません。

15.2.6 ソフォスは、以下のハードウェア保証ポリシーに規定されるとおり、ハードウェアに対する限定的保証を提供します：<http://www.sophos.com/en-us/legal>。

15.3 ソフォセントラルおよびその他のクラウド製品（「クラウド製品」と総称する）。本項はソフォスのクラウド製品にのみ適用されます：

15.3.1 ライセンスは、ソフォスのクラウド製品を介して、(i) 違法、ポルノ、わいせつ、いかがわしい、嫌がらせ的、人種または民族を侮辱する、有害、脅迫的、差別的、または中傷的なコンテンツ、(ii) 不法行為を促進または助長するコンテンツ、(iii) 第三者の知的財産権を侵害するコンテンツ、または (iv) その他の不適切なコンテンツ（「禁止コンテンツ」）を保存または送信することはできません。

15.3.2 ライセンスは、ソフォスがライセンスにより保存または送信されたコンテンツを管理、監視できず、通信ルートとしての役割を果たしているだけであることを認めます。かかるコンテンツが禁止コンテンツであると合理的に疑われる場合、ソフォスはソフォスクラウド製品からコンテンツを予告することなく直ちに削除する権利を留保します。ライセンスは、ライセンスのコンテンツに関連する第三者の法的措置または申し立てにより生じた損害、損失、および費用を補償し、ソフォスに損害を与えないこととします(該当する法律上許される範囲に限り適用されるものとし、ライセンスの憲法上、法令上、またはその他の免責を放棄しないものとします)。

15.3.3 ソフォスクラウド製品は、規定の保健データおよび支払機能付きカードのデータを保存する目的には設計されていないため、ライセンスが別途ソフォスとの書面による合意を結び、明示的にかかる目的を許可した場合にのみライセンスはかかる情報を保存または送信することができます。

15.3.4 ソフォスクラウド製品の使用期間の終了または期間満了時に、ライセンスは (i) ライセンスのサーバーとコンピュータからすべての製品設定を削除し、および (ii) ソフォスのネットワークからカスタム設定、ソフトウェア、およびデータのすべてを削除することとします。特定の製品については、要請があれば、あらかじめ書面により妥当な料金について合意した上で、ソフォスはデータをダウンロードして返却することができます。ソフォスは、使用期間の終了日または期間満了日後に削除されていないデータを削除する権利を留保します。

15.4 ソフォネットワークセキュリティ製品。本項はソフォスファイアウォール、ソフォスファイアウォールマネージャー、ソフォス iView、またはソフォス UTM 製品にのみ適用されます：

15.4.1 ライセンスは、製品のインストール中に、常駐するオペレーティングシステムを含め、対象のコンピュータのハードディスクを完全に消去することが要求される場合があることを認め、これに同意します。前述の製品をインストールすることにより、ライセンスは、かかる製品がインストールされるコンピュータには、損失によりライセンスに障害が発生する可能性のある重要なデータが含まれていないことに明示的に同意します。第 15.8 項を条件として、ソフォスは、これを遵守することをライセンスが怠ったことに関連して発生した損失について責任を負うことを明示的に否認します。

15.5 従業員による個人的な使用。

15.5.1 以下の URL には、従業員による個人的な使用が許可される製品の一覧が掲載されています：
<http://www.sophos.com/legal/employee-personal-use.html>

15.5.2 従業員による個人的な使用が許可される場合、本契約の第3項で付与されている権利に加え、ライセンサーは、その従業員が自宅にて、かかる製品を1台のワークステーションで使用することを許可します。ただし以下を条件とします。(i) ライセンサーが、アップグレードおよびアップデートの配布および技術サポートの提供に関し、かかる従業員に対する責任を負うこと、および(ii)かかる従業員による個人的な使用を含むライセンサーの実際の使用が、ライセンス使用許諾の範囲であること。

15.5.3 ライセンサーは、従業員が常に本使用許諾契約書の条件に同意し、従うことを確認するものとし、またライセンサーは該当する法律で許される範囲にわたり製品の使用に関する従業員の作為および不作為に対する責任を負うものとしします。

15.6 無料試用、フィックス、テクニカルプレビュー、ベータテストおよび無料ツール

15.6.1 ソフォスがライセンサーに対し、市販される製品の無料試用（「無料試用」）を許可する場合、ライセンサーは最大30日間、またはソフォスの独自の判断により書面でソフォスが指定したその他の期間（「試用期間」）、評価目的に限り、無料で当該製品を使用することができます。ライセンサーが製品を購入しない場合、製品を使用する権利は試用期間が終了した時点で直ちに終了します。

15.6.2 試用期間がハードウェアに関連する場合、ライセンサーは、試用期間が終了した時点で、ライセンサーは、ソフォスが指定した返却場所まで、ハードウェアを安全かつ適切に梱包し、輸送費前払いで（ライセンサーの判断により保険付きで）返却するものとしします。ライセンサーは、返却前に、ライセンサーのすべてのデータをハードウェアから削除することに対する全責任を負います。試用期間終了時にライセンサーがハードウェアを返却しない場合、ソフォスは料金一覧表に基づいて請求明細を作成し、ライセンサーはハードウェアの料金を支払うものとしします。

15.6.3 ソフォスは、特定の製品を無料で提供します（「無料ツール」）。かかる無料ツールは、添付のドキュメンテーションで指定されているとおり、ソフォスが許可する明示的な目的に限り使用することが可能です。無料ツールに適用される製品使用期間は、以下の時点まで継続するものとしします。(i) ソフォスが無料ツールの提供を中止するまで、または(ii) ソフォスが無料ツールの使用許可の中止をライセンサーに通知するまで。無料ツールには保守または技術サポートは提供されません。

15.6.4 ソフォスがライセンサーに対してテクニカルプレビューまたはベータテストの目的で製品を提供する場合（「プレビュー製品」）、ライセンサーは、ソフォスが指定した期間（「テスト期間」）、評価目的で当該プレビュー製品を使用することができます。ライセンサーはソフトウェアおよび/またはあらゆる付属のドキュメンテーションの readme ファイルで規定されるすべての条件に従ってプレビュー製品のテストを実施し、第14.2項に定める通り、テストデータおよび他のフィードバックを収集し、ソフォスに報告するものとしします。消費者向けプレビュー製品を除き、プレビュー製品は、ソフォスにより別途明示的に許可されている場合を除き、非生産でのテスト環境においてのみ使用できます。プレビュー製品を使用するライセンサーの権利は、テスト期間終了時に終了するものとしします。ソフォスは、プレビュー製品の市販版をリリースすること、もしくは市販版がプレビュー製品と同一または類似の機能を含むことは保証しません。あらゆるプレビュー製品および付属のドキュメンテーションは、第13.1項に定める通り、ソフォスの機密情報とみなします。

15.6.5 第6項は、無料試用製品、フィックス、無料ツール、プレビュー製品には適用されないものとしします。無料試用製品、無料ツールおよびプレビュー製品は、「現状のまま」提供され、適用される法律によって認められる最大の範囲において、(i) ソフォスは、かかる製品に関して、明示的、黙示的、または制定法上のいずれであるかに関わらず、一切の保証、条件付け、表明、約束を行いません、(ii) いかなる場合においても、ソフォスがかかる損害の可能性について事前に通知を受けていた場合にも、その理由に関わらず、また契約または不法行為（サードパーティのソフトウェアに関連する損失または損害を含むがそれらに限定されない過失を含む）によって生じたかに関わらず、ソフォスは、ライセンサーを通して行われる直接、間接の、派生的、付随的、特別な破損または損失に対する申し立てに対する責任を負いません。これらには、利益の損失、契約の喪失、事業の中断、データの損失または破壊が含まれますがこれらに限定されません。この第15.6.5項に定められた制限は、救済策の重要な目的が失敗したかどうかにかかわらず適用されることとしします。

15.6.6 第7項は、無料試用製品、フィックス、無料ツール、プレビュー製品には適用されないものとします。上記第15.6.4項に定める制限、除外、排除またはその他の条項が、いかなる理由においても、正当な管轄権を有する裁判所によって無効と判断され、かつこれによりソフォスが合法的に限定される損失または破損に対して責任を負うことになった場合においても、当該責任は、契約上、不法行為上、その他の理由を問わず、100ポンド (£100) を超えることはありません。

15.7 消費者。 ライセンシーが消費者である場合には以下の項が適用されます：

15.7.1 ライセンシーは、消費者の使用に適切かつ利用可能であることをソフォスが明示的に指定した製品のみを使用することが許可されます。

15.7.2 別紙で明示的に別途記載されている場合を除き、消費者には技術サポートを受ける権利は付与されません。

15.7.3 ライセンシーが18歳以上、または両親または保護者の同意および監視のもとに行動している場合のみ、ライセンシーは製品を購入することができます。

15.7.4 ライセンシーは、製品がライセンシーの個人的要求を満たすようには開発されていないこと、および、それに従い、ドキュメンテーションに記載されている製品の機能および作用がライセンシーの要求を満たすことを確認することはライセンシーの責任であることに同意します。

15.7.5 本使用許諾契約書は、適用される法律によってかかる権利が除外または制限されていない場合、かつ、その範囲において、ライセンシーが居住する地域の裁判権において消費者に適用される法的権利を除外または制限することはありません。お客様がご自分の権利に関する情報を必要とする場合、お客様は地域の弁護士にご相談ください。

15.7.6 消費者向け製品は、家庭での私的な使用目的でのみ提供されます。ライセンシーは、商業、事業、転売の目的での製品の使用は許可されておらず、また法律で許可される最大の範囲において、ソフォスは利益の損失、事業の損失、事業の中断、事業機会の損失に対する責任は一切負いません。

15.7.7 第7.1項、第7.2項、第7.3項は、消費者には適用されないものとします。第15.8項を条件として、ソフォスは、(i) 本使用許諾契約書の違反、または(ii) ソフォスの過失による予測可能な結果としてライセンシーが被る第7.4項に規定される損失および損害に対してのみ責任を負います。ソフォスによる本使用許諾契約書の違反がない場合、ライセンシーによる製品の使用はライセンシーの自己責任となります。ソフォスは、予測不可能な損失または損害に対する責任を負いません。損失または損害が違反によって生じたことが明らかな場合、または本使用許諾契約書の開始時点で両当事者によって予測された場合、損失または損害は予測可能とします。

15.7.8 第14.11項および第14.12項は、消費者の居住国で適用される消費者保護法に基づいて消費者が訴訟を起こす、または恩恵を受ける権利を制限しないものとします。

15.8 消費者向け製品。

15.8.1 消費者が：

(a) 本製品の代金を支払った場合；または

(b) 料金を支払った他の製品との組合せ商品、サービス、または他のデジタルコンテンツの一部として本製品を無料で受け取ったが、本製品は製品代金または他の商品、サービス、または他のデジタルコンテンツの料金を支払わない限り一般に消費者には提供されない製品である場合は、

ソフォスは、本製品が (i) 十分な品質を備え、(ii) 目的との合理的な適合性を有し、かつ、(iii) ドキュメンテーションに記載されている通り機能することを保証します。

15.8.2 ソフォスが第15.8.1項に違反する場合、ソフォスは (i) 適切な期限内に著しい不便を消費者にかけることなく費用を負担して本製品を修理または交換するか、または (ii) 適切な期限内に著しい不便を消費者にかけることなく本製品を修理または交換できない場合は本製品の代金の適切な割合を値引きすることとします。

15.8.3 製品使用期間が永続的または無期限で、ライセンシーが消費者であり、ソフォスが本使用許諾契約を終了する権利を有する場合は、直ちに契約を終了する重大な根拠がある場合を除き、ソフォスはかかる権利を行使する前に合理的な通知を行います。

15.8.4 消費者に供給した製品が消費者が所有する装置または他のデジタルコンテンツの損傷を生じさせた場合、ソフォスは (i) 妥当な期限内に著しい不便を消費者にかけることなく費用を負担して損傷を修理するか、または (ii) 妥当な金額を支払うことにより損傷を補償することとします。

15.8.5 第 15.8 項は本使用許諾契約書における矛盾する条件に対して優先されます。

15.9 アラートサービス。以下の項は、ライセンサーが ZombieAlert、PhishAlert、または WebAlert サービス（「アラートサービス」と総称する）を申し込んだ場合に適用されます。ただし、販売日の終了前であり、ライセンサーが有効なサブスクリプションを有している場合に限りです：

15.9.1 ライセンサーは、アラートサービスが、ソフォスが認識しているライセンサーのネットワークに由来する、要求されていない可能性のあるアクティビティについてライセンサーに通知することのみを目的としていること、および、ソフォスが、データの分析の提供、過去のデータの記録の保持、およびかかるアクティビティに対する措置、またはその他の方法でかかるアクティビティを修正するその他の行為を行うことに対する義務を負わないことを認め、同意します。

15.9.2 ソフォスは以下に対する保証は行いません。(i) アラートサービスの一部として提供するデータの内容の正確性、完全性、即時性または信頼性、または (ii) アラートサービスのタイミングまたは可用性。特に例外なく、ライセンサーは、ソフォスが IP アドレスの所有権の変更を監視しないことを認め、同意します。

15.9.3 ソフォスが特定の電子メールアドレスに情報を送信することが困難である場合、ソフォスは予告なくかかるアドレスにアラートサービスの送信を停止する権利を留保します。

15.10 情報フィード。ライセンサーが RSS および/または Atom 情報フィード（「情報フィード」）を契約している場合、以下の項が適用されます。ただし、販売日の終了前であり、ライセンサーが有効なサブスクリプションを有している場合に限りです：

15.10.1 ソフォスは、情報フィードに含まれる情報をライセンサーのウェブサイトに掲載するための譲渡不能な非独占的ライセンスをライセンサーに供与します。ただし以下を条件とします。(i) かかるウェブサイトで情報フィードに含まれる著作権情報を複製すること、(ii) ウェブサイトで、ソフォスおよびその製品について正確に言及すること、および (iii) 情報フィードが、ソフォス、ジョイントベンチャー、代理店または共同経営会社との提携、資金提供、支援または使用許諾を暗示する方法で掲載されないこと。

15.10.2 ソフォスは、ソフォスの単独の裁量により、通知することなくいつでも、(i) 情報フィードを変更または中止し、(ii) ウェブサイトへの情報フィードの提供を拒否または中止する権利を留保します。

15.11 XP SP3。ソフォスがサポート延長料金を受領することを条件とし（直接または該当する場合には認定された再販業者を通じて）、ソフォスは、技術的および商業的に合理的な手段により、XP SP3 にソフォスのアンチウイルス版を提供するためのサポートの提供（「XP SP3 サポート」）を継続することに合意します。期間は、公式のサポート終了日より、以下の日付のうちいずれか早い方までとします。(i) 関連するスケジュールに記載された XP3 サポート延長期間、または (ii) 2019 年 3 月 31 日。XP SP3 サポートには、セキュリティデータの定期的アップデートおよび製品エンジンの周期的アップデートが含まれます。ソフォスは、サードパーティのオペレーティングシステム提供者が修正する必要がある問題をソフォスが発見し、サードパーティがかかる修正を行わなかった場合、およびその範囲内において、かかる日付以前に XP SP3 サポートを停止、削減または中止する権利を留保します。